

合否を分ける一般常識の学習法（社会保険に関する一般常識）

今回は、社会保険に関する一般常識の択一式の学習方法です。

下記は、社一の法令の主要な法令です。

■社会保険に関する一般常識

国民健康保険法、船員保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法、児童手当法、確定給付企業年金法、確定拠出年金法、社会保険労務士法、等の法令

全ての法令を同じ力加減で勉強するのではなく、優先順位を決めてメリハリのある学習が重要です。

平成20年から令和元年までの択一式の出題傾向を確認していきます。

■令和元年

問6	■国民健康保険法…5肢
問7	■介護保険法…5肢
問8	■高齢者医療確保法…5肢
問9	■介護保険法…2肢 ■国民健康保険法…2肢 ■船員保険法…1肢
問10	●沿革…5肢

■平成30年

問6	■健康保険法…1肢 ■船員保険法…1肢 ■介護保険法…1肢 ■高齢者医療確保法…1肢 ■児童手当法…1肢
問7	■高齢者医療確保法…5肢
問8	■船員保険法…5肢
問9	■国民健康保険法…1肢 ■厚生年金保険法…2肢 ■高齢者医療確保法…1肢 ■健康保険法…1肢
問10	●平成29年版厚生労働白書…5肢

■平成29年

問6	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会保険審査官及び社会保険審査会法…2肢 ■ 国民健康保険法…1肢 ■ 介護保険法…1肢 ■ 社会保険労務士法…5肢
問7	■ 介護保険法…5肢
問8	■ 高齢者医療確保法…5肢
問9	<ul style="list-style-type: none"> ■ 厚生年金保険法…1肢 ■ 確定拠出年金法…3肢 ■ 確定給付企業年金…1肢
問10	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律…4肢 ● 日本年金機構（各国との社会保障協定発効状況）…1肢

■平成28年

問6	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民健康保険法…2肢 ■ 高齢者医療確保法…2肢 ■ 介護保険法…1肢
問7	■ 船員保険法…5肢
問8	■ 確定給付企業年金法…5肢
問9	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成26年国民年金被保険者実態調査結果の概要…1肢 ● 平成26年年金制度基礎調査（障害年金受給者実態調査）…1肢 ● 平成25年度国民医療費の概況…2肢 ● 平成26年度の国民年金保険料の納付状況…1肢
問10	● 平成27年版厚生労働白書…5肢

■平成27年

問6	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民健康保険法…2肢 ■ 高齢者医療確保法…3肢
問7	■ 介護保険法…5肢
問8	■ 確定拠出年金法…5肢
問9	● 平成26年版厚生労働白書…5肢
問10	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成24年度社会保障費用統計…1肢 ● 平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）…1肢 ● 平成25年度厚生年金保険・国民年金事業の概況（厚生労働省）…1肢 ● 平成26年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査（厚生労働省）…1肢 ● 平成24年度介護保険事業状況報告（厚生労働省）…1肢

■平成26年

問6	■社会保険労務士法…5肢
問7	■国民健康保険法…5肢
問8	■介護保険法…5肢
問9	■確定給付企業年金法…5肢
問10	●平成19年版厚生労働白書…3肢 ■高齢者医療確保法…1肢 ■介護保険法…1肢

■平成25年

問6	■社会保険労務士法…5肢
問7	■国民健康保険法…5肢
問8	■確定拠出年金法…5肢
問9	■高齢者医療確保法…5肢
問10	■児童手当法…5肢

■平成24年

問6	■健康保険法（高額介護合算療養費等）…5肢
問7	■介護保険法…5肢
問8	■確定給付企業年金…2肢 ■厚生年金保険法…1肢 ■確定拠出年金法…1肢 ■国民年金法…1肢
問9	■社会保険審査官及び社会保険審査会法…5肢
問10	■高齢者医療確保法…5肢

■平成23年

問6	■船員保険法…5肢
問7	■確定給付企業年金法…5肢
問8	■高齢者医療確保法…5肢
問9	■厚生年金保険法…1肢 ■国民年金法…1肢 ■介護保険法…1肢 ■国民健康保険法…1肢 ■高齢者医療確保法…1肢
問10	■社会保険労務士法…5肢

■平成22年

問6	■国民健康保険法…5肢
問7	■船員保険法…1肢 ■国民健康保険法…1肢 ■健康保険法…2肢 ■高齢者医療確保法…1肢
問8	■社会保険労務士法…5肢
問9	■介護保険法…5肢
問10	■高齢者医療確保法…5肢

■平成21年

問6	■国民健康保険法…5肢
問7	■社会保険審査官及び社会保険審査会法…5肢
問8	■改正前厚生年金保険法…1肢 ■確定拠出年金法…2肢 ■確定給付企業年金法…2肢
問9	■高齢者医療確保法…5肢
問10	■介護保険法…5肢

■平成20年

問6	■国民健康保険法…5肢
問7	■確定拠出年金法…5肢
問8	■児童手当法…5肢
問9	■社会保険労務士法…5肢
問10	■介護保険法…5肢

上記の出題実績から確認できる出題傾向

①ここ数年5問中3～4問が法令からの出題。

②法令に関しても、最優先の科目は、3つ。

- ・国民健康保険法
- ・介護保険法
- ・高齢者医療確保法
- ・社会保険労務士法は、労1、社1問わず最優先。

③白書関連の問題は、1問ないしは多くて2問。

労務管理その他の一般常識の法令科目の学習法も同じですが、優先科目を絞ることで

つまり1問5肢出題の可能性の高い法令が最優先です。
最近の傾向では、下記の5つの法律になります。

労務管理その他の一般常識	社会保険に関する一般常識
●労働契約法	●国民健康保険法 ●介護保険法 ●高齢者医療確保法
●社会保険労務士法	

学習方法としては、

- ①過去問をすべて確認する。
- ②テキストや参考書に、出題された該当箇所にチェックを入れる。
(マーカーや赤ペン)
- ③チェックした箇所を中心に、要件や用語の定義、数字等をしっかり覚える。

上記の①～③を確認するだけでも全体像が見え得点能力も上がります。

注意が必要なのが、介護保険法。

奥が深いので、深掘すると相当の時間を要するので、基本事項を中心に、浅く広く基本事項を押さえる学習で十分です。

他の法律も同様ですが、完璧な学習を目指すと前に進めなくなります。

多少理解できなくても、

- ・覚えるべき数字はしっかり覚える。
- ・用語の定義や要件をしっかり覚える。

上記を心掛けながら学習することが必要です。